

(仮称) 港明用地開発事業に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

平成25年6月25日

名古屋市長 河村 たかし

(仮称) 港明用地開発事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価準備書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 対象事業の目的及び内容に関する事項

- (1) 当該事業を進めるにあたり、基本方針として「豊かな緑を育む自然共生のまち」をはじめとする9項目を掲げている。この基本方針に掲げる内容を事業計画に反映し、具体的に示すとともに、事業予定地及びその周辺における良好な環境の保全と創出に努めること。
- (2) エネルギー施設の稼働において港北運河の運河水利用を計画しているが、温度差エネルギーの活用にあたり十分な効果が定常的に得られるよう、季節的な冷水、温水等のエネルギー需要の変動を考慮するとともに、同運河の地形的、構造的な特性を踏まえ、適切な施設設計、運営方法等を検討すること。
- (3) 商業施設、スポーツ施設（ゴルフ練習場）、集合住宅、地区内幹線道路等の内容について環境影響評価方法書では具体的に明らかにされていないことから、周辺的生活環境の保全に十分配慮した土地利用計画等を具体的に示すこと。
- (4) 事業予定地外東側において、都市高速道路（都市高速4号東海線（名古屋新宝線））が建設され、出入口も設置される予定であるので、これ

らを踏まえた工事関係車両及び新施設等関連車両の動線計画を検討すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

(1) 環境影響評価の項目に関する事項

エネルギー施設におけるガスエンジン発電機等の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音について、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響評価の項目として選定すること。

(2) 調査、予測及び評価に関する事項

ア 大気質

事業予定地内に建設される商業施設等に大規模な駐車場を設置する場合には、駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、予測及び評価を行うこと。

イ 水質・底質

(ア) エネルギー施設の稼働に伴う港北運河の水温に係る影響について、現況の把握に既存資料を使用することの妥当性を確認するため、港北運河において水温の調査を実施すること。また、調査の実施にあたっては、運河水利用の取水・放流を行う位置、水深を考慮して、調査地点を選定すること。

(イ) エネルギー施設の稼働に伴い港北運河水を取水・放流することによって、運河の堆積物が舞い上がり、水質への影響が懸念される。従って、港北運河の構造等を把握したうえで、港北運河の水質に係る影響について、予測及び評価を行うこと。

ウ 地下水、土壌に共通する事項

事業予定地の一部に土壌汚染に係る基準不適合の土壌が残置されていることから、工事の実施に伴い、汚染土壌による地下水への影響や汚染土壌が拡散することがないよう適切な措置を検討すること。

また、現在も施設があるため調査を行っていない範囲があることから、当該範囲においても、基準不適合の土壌が確認された場合の適切な対応を検討すること。

エ 景観

景観資源としての中川運河及びその周辺を含めた景観の変化を予測するため、中景又は遠景について把握することができる調査地点を追加すること。

オ 温室効果ガス等

エネルギー施設の施設計画の検討経緯を示すなど、当該事業で検討しているエネルギーシステムの導入により供用時における温室効果ガスの排出が抑制される効果が明らかになるよう予測及び評価を行うこと。

3 その他

- (1) 図表の活用や用語解説の記載などにより、市民に十分理解される分かりやすい図書の作成に努めること。
- (2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。